

レッスン3-1 労働時間の原則

1

- 労働時間→原則 ※ 休憩時間を除いて (労働基準法32条)

1日⇒ 8時間を超えてはならない。

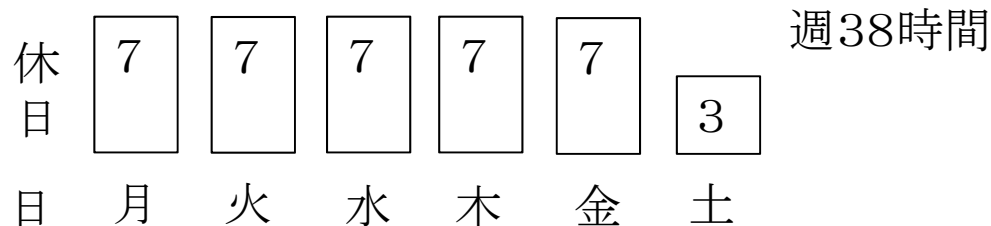
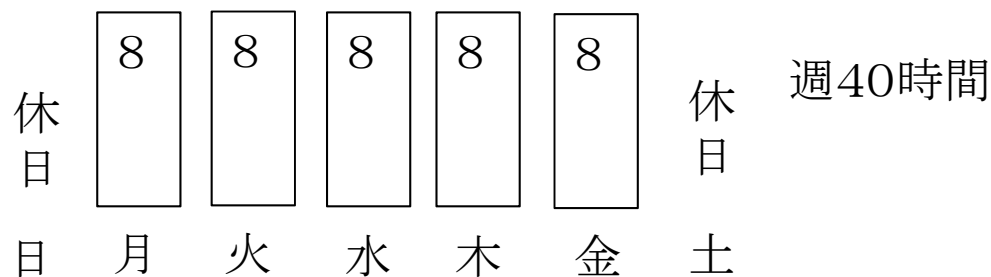
法定労働時間

1週⇒40時間を超えてはならない。

※常時10人未満の労働者を使用する

商業・映画演劇(製作を除く)・保健衛生・接客娯楽業は、1週⇒44時間

※労働基準法32条に違反⇒6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金



レッスン3-2 時間外労働とサービス残業

2

●36条協定(サンロク・サブロク協定)を締結し、労働基準監督署へ提出し、就業規則等に規定を置き、それらを従業員に周知しておけば、早出・残業させてもOK!
休日出勤させてもOK!

ただし、

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①法定労働時間を超えたら、 | 割増賃金(2割5分以上) |
| ②深夜(午後10時～翌朝5時)労働させたら、 | 割増賃金(2割5分以上) |
| ③法定休日に労働させたら、 | 割増賃金(3割5分以上) |
| ①+② | 割増賃金(5割以上) |
| ③+② | 割増賃金(6割以上) |
| ③+① | 割増賃金(3割5分以上) |

※さらに、大企業では、月60時間を超えた場合⇒5割以上の割増が必要!

【36協定とは...】 免罰効果!

労働者の過半数が加入している労働組合(このような労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する人)と会社が書面により約束をすること、この協定は、労働基準監督署に届け出をする必要がある。

※実際に、残業をさせる場合・休日出勤をさせる場合→就業規則・労働契約などが必要!